

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条、第9条関係）		別表第1（第3条、第9条関係）	
事務局長専決事項		事務局長専決事項	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 採用試験に関する <u>周知</u> を行うこと		(9) 採用試験に関する <u>公告</u> を行うこと	
(10) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（新潟県人事委員会規則第11-5号）に規定する次の事項を行うこと。		(10) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（新潟県人事委員会規則第11-5号）に規定する次の事項を行うこと。	
ア (略)	○	ア (略)	○
イ (略)	○	イ (略)	○
ウ <u>措置の要求の不備を職権により補正すること。</u>	○	ウ <u>第6条の通知</u> をすること。	
エ <u>第5条第2項の通知</u> をすること。			
オ <u>第7条第1項に規定する書類又はその写しの提出</u> を要求すること。	○		
(11)～(18) (略)		(11)～(18) (略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(1)～(5) (略)	(1)～(14) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(14) (略)
	(15) 通勤手当に関する規則（規則第6-75号）、単身赴任手当に関する規則（規則第6-1043号）、 <u>特勤勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）、市町村立学校職員へのき地手当等に関する規則（規則第6-492号）及び寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）</u> の規定による		(15) 通勤手当に関する規則（規則第6-75号）、単身赴任手当に関する規則（規則第6-1043号）、 <u>特勤勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）及び市町村立学校職員へのき地手当等に関する規則（規則第6-492号）</u> の規定により、承認すること。

	り、承認すること。 (16)～(20) (略)		(16)～(20) (略)
--	----------------------------	--	---------------